

火葬場使用料を補助します

赤磐市火葬補助金

基準額を超える火葬場使用料を支払った人の負担を軽減するため、補助金を交付します。

対象となるのは？

令和2年4月1日以後に、次のいずれかの火葬を実施した場合に火葬場使用料を支払った人に対し、補助金を交付します。

- (1) 赤磐市の住民基本台帳に登録されている人が死亡し、火葬した場合
- (2) 赤磐市の住民基本台帳に登録されている人の胎児が死亡し、火葬した場合

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく葬祭扶助の受給資格がある場合は、対象となりません。

補助額は？

支払った火葬場使用料から、次の種別に応じた基準額を控除した額を交付します。ただし、限度額を超える場合は、限度額を補助金の額として交付します。

種別	単位	基準額	限度額
12歳以上	1体	20,000円	25,000円
12歳未満	1体	10,000円	23,000円
死産児（死胎）	1体	7,500円	13,500円

例えば・・・

東山斎場（岡山市）で火葬された場合の例

45,000円（使用料）－20,000円（基準額）＝25,000円（補助金額）

西大寺斎場（岡山市）で火葬された場合の例

35,000円（使用料）－20,000円（基準額）＝15,000円（補助金額）

※ いずれの場合も個人が負担する火葬場費用は、20,000円となります。

申請の手続きは？

申請手続の流れは、次のとおりです。申請は、火葬場使用料を支払った日から6か月以内に行わなければなりません。



- ① 申請者が、火葬場使用料を支払います。（領収書が必要です。）
- ② 申請者が、赤磐市火葬補助金交付申請書兼請求書に次の書類を添付して市へ提出します。
 - ・領収書の写し
 - ・火葬許可証の写し
 - ・通帳の写し（申請者名義のものに限ります。）
- ③ 市から申請者へ補助金交付決定通知書を送付します。
- ④ 市が、指定された口座へ補助金を振り込みます。

《問い合わせ先》

〒709-0898
岡山県赤磐市下市344番地
赤磐市役所 市民生活部環境課
TEL 086-955-5347
FAX 086-955-1410

《申請窓口》

- ・市民生活部 環境課
- ・赤坂支所 市民生活課
- ・熊山支所 市民生活課
- ・吉井支所 市民生活課
- ・郵送による申請は左記へ